

令和4年度 大館市立第一中学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要となる。

2 基本方針

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校ではすべての生徒が安心して生活し、「笑顔」と「元気」に満ちた「やる気」あふれる勢いのある学校づくりを目指し、学校・家庭・地域、その他関係者が連携し、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るためにこの基本方針を定める。

3 いじめ未然防止のための取組

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止に主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことであり、以下の点について確実に理解させる。
 - ① いじめに同調又は傍観する行為は、いじめに加担することと同じ行為であること。
 - ② ネット上の不適切な書き込み等もいじめに該当する行為であること。
- (3) 心の通う人間関係を構築し、ストレスに適切に対処できる力を養う。
 - ① 日常的に学級や集団の中でいじめ問題に触れる。年度当初、学期始めは重点的に指導する。
 - ② 道徳の時間を中心に、自他を認める態度や互いに尊重し合う人間関係を育む。
 - ③ 学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動などを通して、共に活動する喜び、人や自然を思いやる気持ちを培う。
 - ④ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難を乗り越えられるような体験の機会などを意図的・計画的に設ける。
- (4) 生徒自身がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
 - ① いじめ防止集会やブルーリボン運動（いじめを無くし、互いに思いやりをもって接することを目指した運動）を行うなど、生徒自らがいじめ防止に取り組めるよう、生徒会を中心とした活動を積極的に取り入れる。
 - ② 生徒自らがいじめ防止に取り組めるような講話を実施する。
- (5) 全ての生徒が参加し、活躍できる授業を構築する。
 - ① 学級集団づくり（認め合い、助け合い、学び合い）を通して、一人一人が生き生きと学ぶ授業づくりに努める。
 - ② 上記観点に特化した授業研修を実施する。
- (6) 学校開発基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
 - ① 年度当初に方針や取組について全教職員で共通理解を図るとともに、PDCAサイクルに応じて評価や見直しを行う。
 - ② 学期末に教職員によるいじめ防止チェックを行い、反省を次の学期に生かす。
 - ③ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを誘発・助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
 - ④ 外部の指導者を招くなど、いじめ防止への有効な手立てについて学ぶ機会を設ける。

4 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点に立ち、早い段階からの確かな情報収集に努めるなどの関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
 - ① 気になる変化や気になる行為があった場合には、職員がいつでも情報共有できる体制をとる。

- ② 健康観察の際に一人一人の顔を見たり、結晶ノートから気になることを把握したりする。また、養護教諭や生徒支援担当教諭との情報交換を密にする。
 - ③ グループ内のいじめは、被害者からの訴えがなかったり、遊びや悪ふざけという外形でカモフラージュされたりする。周りの生徒も教職員も見つけにくいいため、注意深い観察をする。
 - ④ 生徒を語る会をタイムリーに設け、様子に変化がある場合には全教職員理解の下、組織で対応する。特に障害をもつ生徒に対しては配慮が必要である。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を生徒及び保護者に周知するなど、生徒が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。
- ① いじめアンケートをもとに実態把握するとともに、教育相談を実施して事実確認等を行う。
 - ② いじめを訴える生徒に対しては、まず安全を確保する。また、解決に際しては、真摯な態度で向き合い、悩みを過小評価しない。
 - ③ 気付いた情報は組織として共有し、最優先事項として速やかに対応する。(相談を受けながら先延ばしすることは絶対に避ける。)
 - ④ 相談に当たっては、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮をもって行う。

5 いじめへの対処

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- ① できるだけ多くの情報を収集し、客観的事実に基づき、いじめの有無について判定する。
 - ② いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者など外部専門家の協力を得る。
 - ③ いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることのみならず、自らの人間性も損なう行為であること、場合によっては犯罪に該当する行為であることを理解させる。併せて、いじめの根元となっている内的な不満やストレスを把握し、健全な形で克服できるように指導する。
 - ④ 事実調査については、できる限り一斉かつ個別に聞き取りを行う。
 - ⑤ いじめを傍観していた生徒に対しても、人間として直接又は間接的(教職員に知らせる等)にいじめを止める行動をすべきことを指導する。
 - ⑥ 状況に応じて、臨時の学級会や集会等を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を徹底する。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や市教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- ① 個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。
 - ② 加害生徒、被害生徒の保護者には迅速に連絡をする。
 - ③ 学校の安全管理責任に基づき、生徒同士、保護者同士の和解と再発防止の手立てを講じる。
- (3) 重大事案が発生した場合は、従来通り直ちに市教育委員会及び学校の設置者に報告し、学校の設置者の判断の下、学校の設置者又は学校が主体となって調査を行う。
- ① いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ② いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置(いじめの防止等の対策のための組織を母体として当該重大事態の性質に応じて専門家を加える)する。

6 地域や家庭との連携

- (1) P T Aや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 学校が行う体験活動や学校支援地域本部の活動の充実により、生徒が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校報や学年報、ホームページ等で公開する。